

研究論文・技術報告 応募規定

第9版 2019/09/25

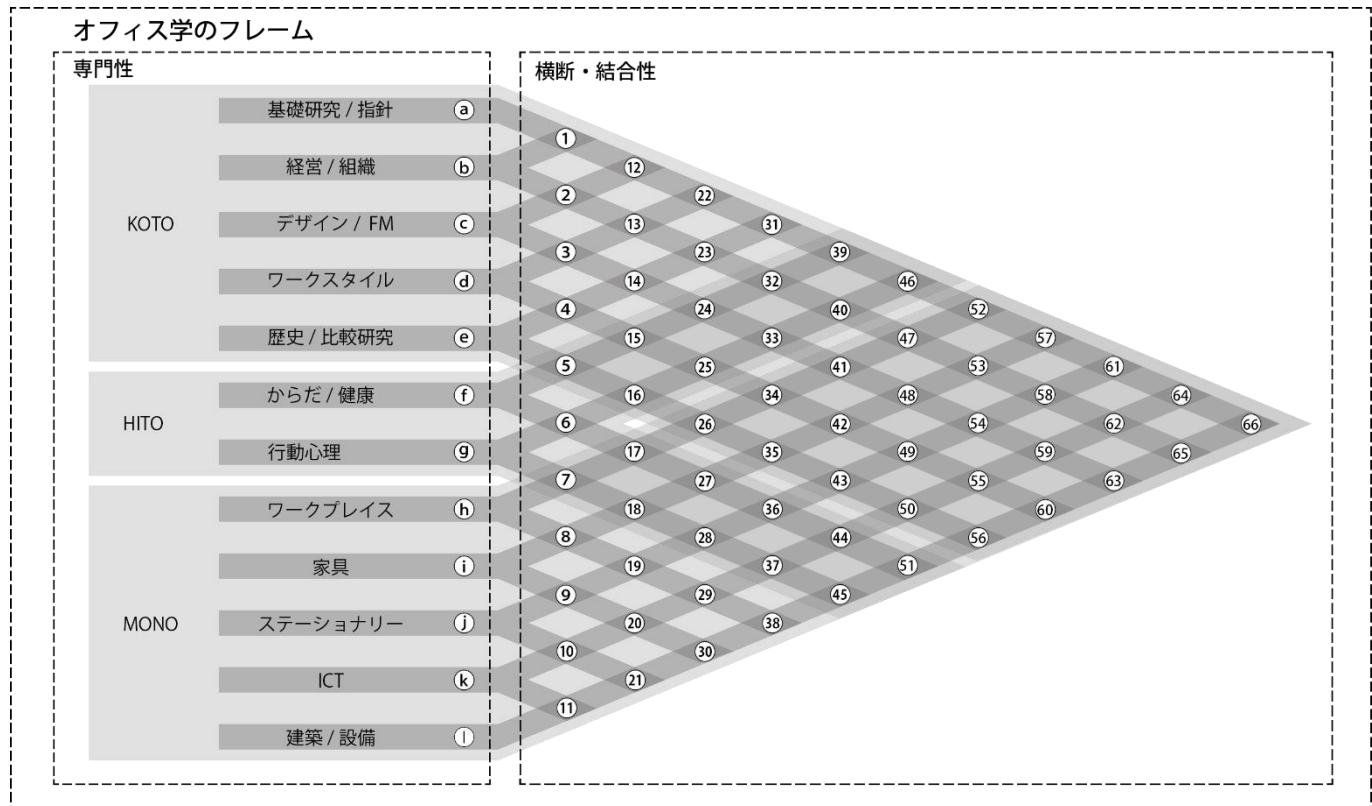


図1 「KOTO」「HITO」「MONO」の3指標で構成されたVer.2.1のフレーム図と66の研究対象=横断・結合性

1. はじめに

本規定は、日本オフィス学会誌（以下 学会誌）に、「研究論文」「技術報告」（以下 投稿論文）を投稿する際の条件、手続きなどを記したものである。

「研究論文」とは、理論的あるいは実証的なプロセスを通じて、問題の解明、新しい理論・技術・工法・標準、製品構築などを追求した論文をいう。

「技術報告」とは、実際のオフィスの構築、新しい家具やコンピュータ利用に関する技術開発、オフィス使用状況などの調査による新事実の発見など、主として事例経験を通じて得た、理論・技術・工法などの適用面に関する有用な知見を論じたものである。

2. 投稿論文の内容

投稿論文が論ずる問題は、オフィスに関連するものであれば特に制限を設けない。ただし、日本オフィス学会（以

下 学会）が標榜する「オフィス学」の構築に寄与するものが望ましく、その内容も学会がしめす「オフィス学のフレーム」（以下 フレーム）（図1）のキーワードに即したもののが望ましい。

3. 投稿論文の条件

投稿論文は未発表のものに限る。但し下記の(1)～(4)についてでは、未発表とみなす。

- (1) 日本オフィス学会大会で発表したもの。
- (2) 他学会大会、シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの。
- (3) 大学の紀要、研究機関の研究所、企業の社内報等、組織内で発表したもの。
- (4) 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書。

4. 執筆者

投稿論文の執筆者は学会会員とする。

ここでいう会員とは、個人会員および法人会員の組織体に所属する者を指す。

執筆者が複数の場合、会員が 1 名以上、ただし当該会員が執筆の中心人物を条件とする。

5. 原稿の作成

(1) 執筆要領に基づく作成

執筆者は別途定める執筆要領に基づき投稿論文を作成する。執筆要領と異なる形式の投稿論文については修正を要請、場合によっては掲載を拒否することがある。

(2) 電子媒体の経由

投稿論文は電子媒体を経由して授受を行う。その方法は執筆要領に記す。

(3) 論文種別の明記

投稿論文は「研究論文」か「技術報告」かの「論文種別」を投稿論文に明記する。

査読は、この「論文種別」を基に行われる。

(4) 投稿論文の頁数と超過掲載料

投稿論文は、8 頁以内を基準とする。ただし、10 頁までは掲載を認めるが、超過した頁数に対し 1 頁 2 万円の超過掲載料を徴収する。10 頁を越える投稿論文は受理しない。

(5) 投稿論文の出版形態

投稿論文は A4 版、グレートーンで出版される。

(6) 投稿の奨励

研究成果のある会員に対し、学会誌委員会（以下 委員会）が論文の投稿を促すことがある。

6. 投稿論文の受付から掲載まで（図 2 参照）

投稿論文の受付から掲載までのプロセスは以下のとおり。

(1) 投稿の受付と締切日の設定

投稿論文は常時受け付ける。ただし、[学会誌の発刊にあわせ](#)、年 2 回、締切日を設ける。

(2) 投稿論文の形式チェック

投稿論文は受付時に形式チェックが行われる。

形式チェックは委員会によって行われ以下の項目が点検される。

① 執筆要領通りに作られているか。

② 学会の品位を著しく損なう怖れがないか。

③ 投稿論文内容とオフィスとの関連が明確か。

上記①～③のいずれかと判断した時は掲載を拒否する場合がある。

(3) 受理年月日

受理された論文は到着年月日を論文受理年月日とする。

(4) 査読による判断

受理された投稿論文については査読により掲載の是非を判断する。

(5) 査読者

査読者は委員会が会員内から選定する。ただし委員会の判断で会員外からの選定も妨げない。

(6) 査読結果の判定

査読者は当該投稿論文について次の判定を行う。

① 採用

投稿論文がそのまま学会誌に掲載される。

② 修正意見つき採用

採用されるが、執筆者は、査読所見の修正意見を参考に投稿論文を修正し、定められた期日までに提出する。

③ 再査読

執筆者は、査読所見などを参考に投稿論文を修正し、定められた期日までに再提出する。再提出された修正論文は再度査読される。

④ 不採用

学会誌に掲載されない。

⑤ その他（不採用に準ずる）

種別変更による再提出、別の活用等が考えられる（別途協議）。

(7) 採用決定日

委員会が採用と決定した日を採用決定日とする。

(8) 論文再提出

査読結果の判定が、「修正意見つき採用」「再査読」となった投稿論文については査読者から問題点が指摘される。執筆者は、示された修正期間に問題点を修正し再提出する。再提出された投稿論文は改めて査読を受け、「採用」まで査読が繰り返される。[論文提出後、最初の査読を「第 1 査読」、以下「第 2 査読」「第 3 査読」と呼ぶ。](#)

(9) 査読の体制

査読は 1 つの投稿論文に 2 人の査読者（査読者甲・査読者乙）が当る。2 人の判定結果によっては、3 人目の査読者を選定し判定する（査読者丙）。同様に 4 人目の査読者を選定することもある（査読者丁）。

(10) 査読回数

査読回数は、査読者甲・乙・丙は第 3 査読まで、査読者丁は第 2 査読までとし、委員会が指定した最終査読期日までに「採用」または「修正意見つき採用」の判定が出ない投稿論文は当該学会誌への掲載は見送られる。また、最終査読まで至った場合、最終査読において実質「採用」の判定が採用論文の条件となる（「修正意見つき採用」では見送られることがある）（図 2）。

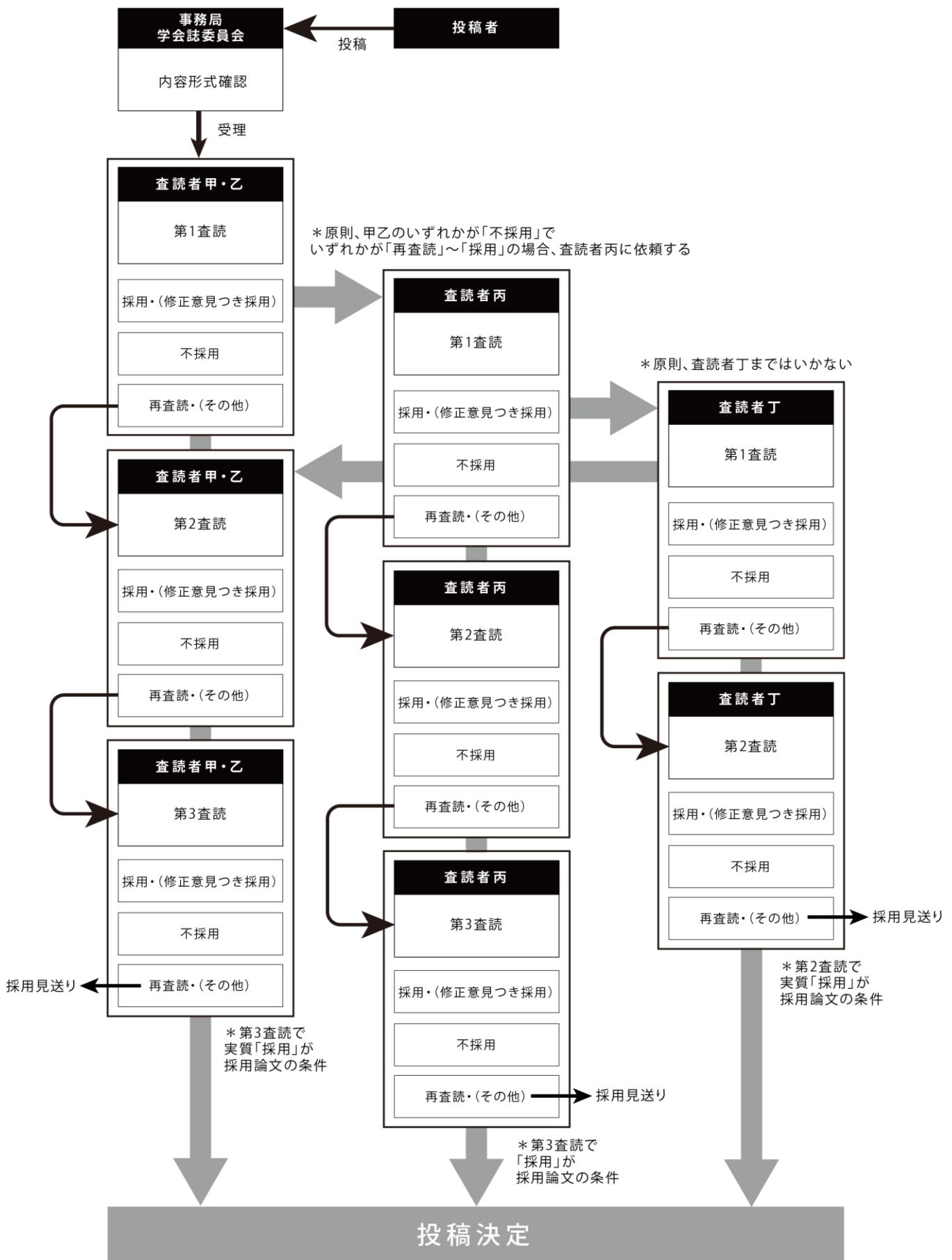


図2 投稿論文査読プロセス

7. 審査項目と審査基準

「研究論文」と「技術報告」は共に研究成果を記述した論文である。審査項目は両者に共通の項目と、それぞれの特性に応じた重点項目から成る。以下にそれぞれの審査項目と審査のポイントについて記す。

(1) 「研究論文」「技術報告」に共通する項目

「研究論文」「技術報告」に共通する審査項目は次の5項目である。

- ① 何が論じられているかが理解できること
主に以下の2点を重んじる。
 - <1> 記述の明解性、的確性、結果の信頼性
いかに問題を捉え、どのような方法・プロセスを経て、いかなる結果を導き出したか、明解・的確に記述されていて、結果の導き出された過程に納得性があり、結果の導出に確信がもてる。論旨に整合性があり、論理の飛躍がないこと。
 - <2> 用語の適切さ
用語の使われ方が妥当で正確に使われ、新しい概念や用語について定義が十分になされていること。
- ② 再現性があること
同じ分野に従事・研究する者が、その研究を再現、検証・評価し得るよう、参照した既往文献、実験の仕様、検証の過程など、十分な情報が提供されていること。
- ③ 捏造の禁止
投稿論文に記された情報に捏造があつてはならない。捏造とは故意に自己または他者のデータを改竄することをいう。
- ④ 訹謗および根拠なき批判の禁止
既往論文などに対し、学術的根拠をもつて批判することは許されるが、誹謗はもちろん根拠不明のまま批判することは許されない。
- ⑤ 商業的意図などの排除
特定の団体、施設、製品などの宣伝など、明らかに商業的意図、あるいは政治的、宗教的意図があると判断される投稿論文は不適切である。

(2) 「研究論文」の査読に関する重点項目

「研究論文」は、本質、原理、法則を追求し、目標とする研究成果は、新しい概念、理論、技術、工法などの創設である。従って、成果の持つ①独創性や新規性、それに至る②論旨・論拠の妥当性や明快性、研究成果がオフィス分野のどこに位置づけられるかを示す③体系化の適切性が重点項目となる。

① 独自性・新規性

導入した概念や方法、発見した事実や法則のいづれかが新規であること。既存の方法の改良、異なる分野か

らの応用などを含む。

② 論旨・根拠の妥当性・明解性

論拠、論旨、研究手法、資料等が明快で説得性があること。

③ 体系化の適切性

既存の関連研究に対する位置付けが明らかになっていること。

(3) 「技術報告」に関する重点項目

「技術報告」は、主として事例経験などを通じて得た知見と、実践・実現の方法論を論じたものである。論じられた知見や方法の①有用性、理論や技術の使い方の②斬新性や先進性、複数の手法の③総合化の適切性が重点項目となる。

① 有用性

技術の向上、あるいは実用上、価値のある有用な情報を提供していること。

② 斬新性・先進性

従来の枠を超えた新事実の解明、技術・工法の新しい利用方法、あるいは未開拓の分野に対する開拓の契機となり得るもの。

③ 総合化の適切性

幾つかの手法の組合せにより、顕著な効果をもたらしたこと。

8. 連続する応募の取り扱い

- (1) 連続した投稿論文を応募する場合、各編がそれぞれ完結したものとする。この場合の表題は、主題を適切に表したものとし、連続編であることを示す全体の主題をサブタイトルに記す。
- (2) 連続した数編を応募する場合、原則として、異なる号の学会誌での掲載を前提とする。

9. 別刷りについて

執筆者が希望すれば掲載した論文の別刷りを提供する。但し製作実費は執筆者による。

10. 著作権

- (1) 執筆者は、掲載原稿の著作権の使用を学会に委託する。ただし、学会は、第三者から文献等の複製・引用・転載に関する許諾の要請がある場合は、執筆者に連絡し許諾の確認を行う。
- (2) 執筆者が自分の投稿論文を、自らの用途のために使用することについての制限はない。
- (3) 編集出版権は、学会に帰属する。

以上

2008/12/24 初 版
2009/05/12 第 2 版
2009/10/08 第 3 版
2010/03/12 第 4 版
2010/09/03 第 5 版
2012/10/02 第 6 版
2013/03/26 第 7 版
2018/04/10 第 8 版
2019/09/25 第 9 版